

報 酬 規 程

弁護士法人 A&P 瀧井総合法律事務所

目 次

第1	一般報酬規定	
1	法律相談料	2
2	書面による鑑定、文書作成	2
3	申請・調査	3
4	民事事件・家事事件	3
	(1) 一般民事事件(交渉・調停・審判・訴訟等の代理)	3
	(2) 交通事故(弁護士費用特約未利用の場合)	4
	(3) 労働事件	4
	(4) 不貞行為	5
	(5) 婚活詐欺	5
	(6) 離婚事件(慰謝料請求含む)	6
	(7) 面会交流	8
	(8) 親権変更等その他家事事件	9
	(9) 相続事件	10
	(10) 債権回収	12
	(11) 建物明渡請求(交渉・調停・訴訟)	12
	(12) 保全命令申立事件等	12
	(13) 民事執行事件	13
	(14) 債務整理	13
	(15) 会社清算	14
	(16) ネット記事等の削除等	14
	(17) バックアッププラン(代理せず)	15
5	刑事事件	15
6	顧問料	15
7	タイムチャージ	16
8	日当	16
第2	弁護士費用特約及び弁護士費用保険を利用する場合	16
1	着手金	16
2	報酬金	17
3	時間制報酬	17
4	手数料	17
5	日当	17
6	その他実費	18

(注記)

- 1 価格は、税込とする。
- 2 事件の難易度等諸事情を勘案して増減可能であるものとする。
その場合も、可能な限り事前に書面にて見積もりを出すことに努める。
- 3 内容に疑義が生じた場合には、旧日弁連報酬規定を参考にする。
- 4 別途経費実費が発生する。
- 5 家事調停については、近郊の裁判所の場合、出廷6回分の日当込み。7回目以降は、最低5500円(税込)の日当が発生。
- 6 交通費の請求について、裁判期日や調査のための移動は、原則として電車・バス等の公共交通機関を利用するが、弁護士の人数、予定、裁判所の場所、天候など諸般の事情を勘案して、タクシーを利用することができる。

第1 一般報酬規定

1 法律相談料

1時間程度(平日)①	1万1000円
1時間程度(土日祝)②	1万6500円

(注1) 婚活詐欺に関する相談は、初回平日5500円(土日祝1万1000円)、2回目以降の相談は平日上記①(土日祝は上記②)とする。

(注2) 交通事故被害者側、債務整理、相続に関する相談は、初回無料、2回目以降は、平日上記①(土日祝は上記②)とする。

(注3) 相談は、原則として1回のみ可能なものとする。2回目以降の相談については、原則としてバックアッププランを利用するものとする。

(注4) 希望に応じて、5500円から1万6500円で相談内容を書面にすることができる。

(注5) 複数人の相談であっても、同一事件の相談である限り、相談料は同額とする。

2 書面による鑑定、文書作成(遺言書作成は後掲。契約書チェック・作成、契約締結交渉含む)。

(1) 内容証明郵便作成・送付、定型文書作成・チェック等

手数料	5万5000円～11万円
-----	--------------

(注1) 弁護士の名前を記載しない文書作成については、3万3000円～とする。

(注2) 公正証書にする場合には、追加手数料として3万3000円とする。公証役場への支払いは別途。

(2) 契約書作成・チェック

手数料	11万円～55万円
-----	-----------

(3) 契約締結交渉

契約金額	手数料
～100万円	11万円
100万円～1000万円	1.1%+9万9000円
1000万円～1億円	0.33%+17万6000円
1億円～	0.11%+39万6000円

(注1) 公正証書にする場合には、追加手数料として3万3000円とする。

(注2) 契約締結交渉は、交渉開始時に、上記金額と同額の着手金が、交渉成立時に、上記金額の倍額の報酬金が発生する。

3 申請・調査

各種申請手続	11万円～330万円
事実関係・各種法令調査	5万5000円～33万円

4 民事事件・家事事件

(1) 一般民事事件（交渉・調停・審判・訴訟等の代理）

経済的利益	着手金（交渉・調停）	報酬金
～50万円	33万円	11万円
50万円～100万円		22%
100万円～500万円		16.5%+5万5000円
500万円～1000万円	5.5%+5万5000円	16.5%+5万5000円
1000万円～1億円	4.4%+16万5000円	11%+60万5000円
1億円～	3.3% + 126万5000円	8.8% + 280万5000円

(注1) 交渉から訴訟、調停から訴訟へ移行する場合には、それぞれ11万円乃至は着手金の1/2を上限として、追加着手金を請求することができる。

(注2) 反訴を提起する場合は別途着手金及び報酬が発生するものとする。

(注3) 訴訟事件については、着手金は33万円～とする。

(注4) 事案の難易度等を勘案して、着手金を33万円以下にすることができる。

- (注5) 事案の難易度等を勘案して、交渉のみ、着手金11万円とすることができる。
- (注6) 獲得する経済的利益が分割払いとなった場合、分割回数、支払完遂の蓋然性その他の事情を勘案し、経済的利益を、2割を上限として(8割まで)減額することができる。
- (注7) 被告側での訴訟事件の場合、難易度等に応じて、月額5万5000円乃至7万7000円の手数料制にすることができる。その場合、上記の着手金と報酬金の合計金額の上限額を目安に、当該手数料の合計金額の上限額とすることができる。
- (注8) 控訴の着手金は、新しい争点がなく一回結審となる場合には、16万5000円から33万円の範囲内(標準22万円)で定めることができる。

(2) 交通事故(弁護士費用特約未利用の場合)

ア 相手方が任意保険を利用する場合

着手金	無料
報酬金	22万円+獲得金額の16.5%

- (注1) 自賠責申請手数料は別途3万3000円とする。
- (注2) 後遺障害等級認定又は自賠責への異議申立てにより獲得した金額については22%とする。
- (注3) 交渉から調停及び訴訟に移行する場合、並びに調停から訴訟に移行する場合には、各々11万円を上限として追加着手金が発生する。
- (注4) 任意保険会社から具体的な損害賠償額が提示済みの場合は、増額分の50%を報酬金の上限とする。

イ 相手方が任意保険を利用しない場合

一般民事事件に準じる。

- (注1) 自賠責申請手数料は別途3万3000円とする。

(3) 労働事件

ア 使用者側(顧問契約の締結を前提とする)

代理内容	着手金	報酬金
交渉	22万円～	22万円～
労働審判対応	44万円～	44万円～
仮処分対応	55万円～	55万円～
訴訟	55万円～	55万円～

- (注1) 他の手続に移行した場合は、差額分のみを追加着手金として加算する。
- (注2) 表記の金額は当事務所との顧問契約締結を前提とした最低料金とする。事件の難易度に応じて、もしくは顧問契約を締結しない場合には、着手金・報酬金が増額されることがある。

イ 労働者側

(ア) 残業代請求

着手金	無料
報酬金 (交渉)	獲得金額の 26.4%
報酬金 (審判・訴訟)	獲得金額の 38.5%

(注1) 事件の性質・難易度等に応じて、一般民事規定を適用することができる。

(イ) その他

一般民事事件に従う。

(4) 不貞行為

ア 慰謝料請求された側 (交渉・調停・訴訟)

着手金	33万円
報酬金	減額分の 16.5%

イ 慰謝料請求する側 (交渉・調停)

着手金	22万円
報酬金	回収額の 22% (再発防止に資する書面を交わせた場合には 11万円)

(注1) 訴訟から受任する場合は、着手金に 11万円を加算する。

(注2) 23条照会を伴う事実調査が必要な場合には、着手金に 3万3000円を加算する。

(注3) 訴訟に移行する場合には、追加着手金 11万円が発生する。

(5) 婚活詐欺

ア 慰謝料請求された側 (交渉・調停・訴訟)

着手金	33万円
報酬金	減額分の 11%

イ 慰謝料請求する側 (交渉)

着手金	11万円
報酬金	回収額の 22%

(注1) 訴訟及び調停から受任する場合は、着手金に 11万円を加算する。

(注2) 23条照会を伴う事実調査が必要な場合には、着手金に 3万3000円を加算する。

(注3) 交渉から調停及び訴訟に移行する場合、並びに調停から訴訟に移行する場合には、各々 11万円の追加着手金が発生する。

(6) 離婚事件（慰謝料請求含む）

(注1) 財産分与における経済的利益について、①請求する側は得られた金額（経済的価値）、
②請求される側は、相手方の請求からの減額、または財産分与の対象となる財産の2分の1の額から実際に財産分与として支払う額を控除した額のいずれか高い方とする。

① 交渉

着手金	22万円 +養育費・婚姻費用が争点 11万円 +財産分与が争点 11万円 +親権獲得が争点 11万円 ※但し、44万円を上限とする。 ※財産分与により経済的利益を獲得できることが見込まれる場合には、協議により、22万円を超える部分の全部または一部について、事件終了時に請求することができるものとする。
報酬金	以下①又は②のうち、いずれか高い方で算定する。 ①着手金及び追加着手金の合計額 ②相手方から獲得した財産額の11%（税込） ※②に関し、不動産を売却しない場合、固定資産税評価額又は市場での取引価格のいずれか低い方で算定する。 ※有責配偶者からの離婚請求が成功した場合は、追加成功報酬22万円とする。

②調停

<p>着手金</p>	<p>33万円 +養育費・婚姻費用が争点 11万円 +財産分与が争点 11万円 +親権獲得が争点 11万円 ※但し、55万円を上限とする。 ※財産分与により経済的利益を獲得できることが見込まれる場合には、協議により、33万円を超える部分の全部または一部について、事件終了時に請求することができるものとする。</p>
<p>報酬金</p>	<p>以下①又は②のうち、いずれか高い方で算定する。 ①着手金及び追加着手金の合計額 ②相手方から獲得した財産額の11%（税込） ※②に関し、不動産を売却しない場合、固定資産税評価額又は市場での取引価格のいずれか低い方で算定する。 ※有責配偶者からの離婚請求が成功した場合は、追加成功報酬22万円とする。</p>

③ 訴訟

着手金	<p>44万円 +養育費・婚姻費用が争点 11万円 +財産分与が争点 11万円 +親権獲得が争点 11万円 ※但し、66万円を上限とする。 ※財産分与により経済的利益を獲得できることが見込まれる場合には、協議により、44万円を超える部分の全部または一部について、事件終了時に請求することができるものとする。</p>
報酬金	<p>以下①又は②のうち、いずれか高い方で算定する。 ①着手金及び追加着手金の合計額 ②相手方から獲得した財産額の11%（税込） ※②に関し、不動産を売却しない場合、固定資産税評価額又は市場での取引価格のいずれか低い方で算定する。 ※有責配偶者からの離婚請求が成功した場合は、追加成功報酬22万円とする。</p>

④ 手続きが移行した場合

交渉→調停	11万円
調停→訴訟	11万円

(7) 面会交流

着手金	<p>離婚事件と共に受任 11万円 (※ただし、合計額の上限は77万円)</p>
	面会交流のみ受任 22万円
報酬金	<p>離婚事件と共に受任 11万円 (※ただし、合計額の上限は77万円)</p>
	面会交流のみ受任 22万円

(8) 親権変更等その他家事事件

着手金	総額 44万円～110万円
報酬金	

※子の人数、事案の難易度を考慮して決定する（親権変更の場合、標準66万円～88万円）。

(9) 相続事件

ア 遺産整理業務（紛争性がない場合の事務手続き）

遺産総額	手数料
～500万円	27万5000円
500万円～5000万円	1.32%+20万9000円
5000万円～1億円	1.1%+31万9000円
1億円～3億円	0.77%+64万9000円
3億円～	0.44%+163万9000円

(注1) 相続人調査、相続関係説明図作成、相続財産調査、遺産目録の作成、遺産分割協議書の作成、保険金の請求、各種名義変更、年金手続、司法書士・税理士等専門家の紹介を行うものとする。

(注2) 司法書士・税理士等に支払う費用（報酬、実費等）は含まれないものとする。

イ 遺産分割、遺留分侵害額請求等（紛争性がある場合。遺産整理業務を含む。）

着手金	33万円
報酬金	相続による獲得金額の11%

(注1) ご依頼頂く方が一人増えるごとに着手金11万円を追加請求することができる。

(注2) 交渉から調停、調停から訴訟（審判）へ移行する場合には、それぞれ11万円を上限として請求することができる。交渉から訴訟へ移行する場合には、22万円を上限とする。

(注3) 反訴を提起する場合は別途着手金及び報酬が発生するものとする。

(注4) 遺留分侵害額請求をされた場合の報酬金は、相続による最終的な獲得金額が

5000万円未満のとき：3.3%（最低33万円、最高132万円）

5000万円以上1億円未満のとき：2.2%+22万円（最高198万円）

1億円以上2億円未満のとき：1.65%+33万円（最高275万円）

2億円以上のとき：1.1%+55万円

ウ 遺言書作成（定型）

遺産総額	手数料
～1000万円	11万円
1000万円～	1.1%（最大33万円）

(注1) 原則として1回の相談で作成できる場合。2回以上の相談の場合は、非定型となる。

(注2) 公正証書にする場合には、追加手数料として3万3000円を加算する。公証役場への支払いは別途。

(注3) 弊所での自筆証書遺言の保管料含む。

エ 遺言書作成（非定型）

遺産総額	手数料
～300万円	22万円
300万円～3000万円	1. 1%+18万7000円
3000万円～3億円	0. 55%+35万2000円
3億円～	0. 275%+117万7000円

（注1）公正証書にする場合には、追加手数料として3万3000円を加算する。

（注2）弊所での自筆証書遺言の保管料含む。

オ 遺言執行

遺産総額	手数料
～300万円	33万円
300万円～3000万円	2. 2%+26万4000円
3000万円～3億円	1. 1%+59万4000円
3億円～	0. 55%+224万4000円

カ 相続放棄

人数	手数料（全員合計）
1名	7万7000円
2名	+3万3000円
3名	+2万2000円
4名～	1名ごとに+1万1000円

（注1）相続開始を知ったときから3か月の期限寸前のご相談・ご依頼のときは、応相談。

（注2）3か月の期限を延長する申立てについては、1名につき3万3000円を加算する。

（注3）3か月の期限を徒過している場合には、1名につき8万8000円を加算する。

(10) 債権回収

ア 顧問契約を締結する場合

着手金	無料
報酬金 (交渉)	獲得金額の 22%
報酬金 (訴訟)	獲得金額の 33%
報酬金 (訴訟→強制執行)	獲得金額の 38.5%

(注1) 獲得する経済的利益が分割払いとなった場合、分割回数、支払完遂の蓋然性その他の事情を勘案し、経済的利益を、2割を上限として(8割まで)減額することができる。

(注2) 訴訟には、支払督促・民事保全も含むものとする。

(注3) 事案の難易度等によっては一般民事事件に従う。

イ 顧問契約を締結しない場合

一般民事事件に従う。

(11) 建物明渡請求 (交渉・調停・訴訟)

着手金	33万円
報酬金	交渉で終了した場合 33万円 調停で終了した場合 44万円 訴訟で終了した場合 55万円

(12) 保全命令申立事件等

着手金	原則 11万円 ※ただし、次の限度で増額できる。 ・一般民事事件(交渉・調停)に従った場合の着手金の2分の1 ・審尋又は口頭弁論を経たときは、一般民事事件(交渉・調停)に従った場合の3分の2
報酬金	一般民事事件(交渉・調停)に従った場合の着手金の2分の1と、11万円を比較して高い方の金額(11万円まで減額可能) 審尋又は口頭弁論を経たときは、3分の2(16万5000円まで減額可能)

(13) 民事執行事件

ア 民事執行

着手金	一般民事事件（交渉・調停）に従った場合の 3分の2
報酬金	一般民事事件（交渉・調停）に従った場合の 4分の1

イ 執行停止

着手金	一般民事事件（交渉・調停）に従った場合の 2分の1
報酬金	一般民事事件（交渉・調停）に従った場合の 4分の1

(注1) 着手金の最低額は各々10万円とする。

(注2) 本案事件と併せて受任したときでも本案事件とは別に受け取り可。但し、この場合の着手金は一般事件に従った場合の3分の1を限度とする（最低額は5万円）。

(14) 債務整理

手続	個人/事業者	手数料
破産	個人（同時廃止）	27万5000円～
	個人（管財事件）	44万円～
	個人事業主	49万5000円～
	法人	110万円～
個人再生 ※住宅ローン条項なし	個人	33万円～
	事業主	38万5000円～
個人再生 ※住宅ローン条項あり	個人	44万円～
	事業主	49万5000円～
民事再生		着手金 110万円
		報酬金（別途お見積り）
任意整理		3万3000円～7万7000円／社 （標準：5万5000円／社） ※但し、最低着手金11万円とする。

(注1) 具体的な額は、資本金、資産、負債額、関係人等事件の規模、事件処理に要する執務量を考慮して決する。

(注2) 過払い金を獲得した場合には、一般民事事件の報酬金が発生する。

(注3) 各手続につき、債権者数が20を超える場合、その超えた部分について1社あたり5500円を加算する。ただし、個人(カード会社、銀行等金融機関以外)の債権者数が10を超える場合は、その超えた部分について1社あたり5500円を加算する。

(注4) 破産及び再生手続について、不動産鑑定が必要な場合、5万5000円を加算する。

(15) 会社清算

会社清算	55万円～
特別清算	110万円～

(16) ネット記事等の削除等

ア 削除請求

方法	着手金	報酬金
任意交渉による 削除請求	なし(注1)	(URL1件あたり) 3.3万円～(注2) 最低報酬金11万円
仮処分申立(注3)	22万円～	22万円～
削除請求訴訟 (注4)	22万円～	22万円～

(注1) 事案の難易度諸事情を勘案して増減可能であるものとする。

(注2) 掲示板形式の場合は、レス毎に報酬金が発生する。スレッド毎に削除する場合等、サイトごとに難易度が異なるため、都度お見積り。

(注3) 不服申立手続へ移行する際に、別途費用が発生する。

(注4) 第一審に限る。仮処分申立事件を依頼した後、訴訟に移行した場合には、仮処分申立事件の着手金の半額を訴訟の着手金から控除する。

イ 発信者情報開示請求

方法	着手金	報酬金
仮処分申立(注5)	22万円～	22万円～
発信者情報開示請求 訴訟(注6)	22万円～	22万円～

(注5) 不服申立手続へ移行する際に、別途費用が発生する。

(注6) 第一審に限る。仮処分申立事件を依頼した後、訴訟に移行した場合には、仮処分申立事件の着手金の半額を訴訟の着手金から控除する。

(注7) 開示によって特定した者に対する請求については、別途弁護士費用が必要。

(17) バックアッププラン (代理せず)

着手金	6か月まで11万円 以降1か月毎に2万2000円
報酬金	代理プランの半額

5 刑事事件

着手金	33万円から55万円を原則とする
報酬金	同上

(注1) 接見の日当は別途定めることができる。

(注2) 初回接見は、通常の接見の日当に2万2000円加えた額を基準とする。

6 顧問料

プラン名	エントリー	スタンダード	スペシャル
月額顧問料	3万円 (注1)	10万円	20万円
	5万円		
顧問減額 (既払い顧問料から着手金・手数料につき最大4か月減額)	※月額顧問料3万円の場合 1万円	5万円	10万円
	※月額顧問料5万円の場合 2万円		
相談/従業員相談 (注2)	無制限	無制限	無制限
手数料	2割引	3割引	5割引
着手金	3割引	3割引	無料
報酬金	1割引	1割引	1割引 (注3)
TC	3割引	4割引	5割引

(注1) 従業員が9名以下の場合のみ。ただし、金融系、風営系事業の場合は5万円から。

(注2) 相談時間に上限を設けることもある。

(注3) 被請求事件に関しては、報酬金の上限額を100万円とする。

7 タイムチャージ

1時間まで	2万2000円～4万4000円 (標準3万3000円)
以降1分	366円～734円 (標準550円)

(注1) 上限を設定した場合は、1時間まで3万3000円～5万5000円(標準4万4000円)、以降1分550円～916円(標準734円)。

8 日当

半日(往復2時間～4時間)	3万3000円～5万5000円
1日(往復4時間～)	5万5000円～11万円

(注1) タイムチャージを採用した場合、日当は発生しない。

(注2) 裁判所への出廷については別途お見積り。

第2 弁護士費用特約及び弁護士費用保険を利用する場合

1 着手金

1回の手続きについて、下表の「経済的利益の額」欄に対応する「着手金」欄の額とします。 ただし、同一の対象事故(1人1事故)について、交渉に加えて訴訟を行うなど複数の手続きを行う場合、1回の対象事故について、下表の「経済的利益の額」欄に対応する「着手金」欄の額の165%に相当する額とします。	
経済的利益の額(注1)	着手金
125万円以下の場合	11万円
125万円を超えて300万円以下の場合	経済的利益の額(注1)の8.8%に相当する額
300万円を超えて3000万円以下の場合	経済的利益の額(注1)の5.5%に相当する額に9万9000円加えた額
3000万円を超えて3億円以下の場合	経済的利益の額(注1)の3.3%に相当する額に75万9000円を加えた額
3億円を超える場合	経済的利益の額(注1)の2.2%に相当する額に405万9000円を加えた額

2 報酬金

経済的利益の額（注2）	報酬金
125万円以下の場合	22万円
125万円を超えて300万円以下の場合	経済的利益の額（注2）の17.6%に相当する額
300万円を超えて3000万円以下の場合	経済的利益の額（注2）の11%に相当する額に19万8000円を加えた額
3000万円を超えて3億円以下の場合	経済的利益の額（注2）の6.6%に相当する額に151万8000円を加えた額
3億円を超える場合	経済的利益の額（注2）の4.4%に相当する額に811万8000円を加えた額

3 時間制報酬

事務処理に要した時間	限度額
1時間あたり	3万3000円

4 手数料

自賠償から支払われるべき金額	限度額
① 150万円以下の場合	3万3000円
② 150万円を超える場合	支払われるべき金額×2.2%

5 日当

経済的利益の額	日当
所要時間が往復2時間を超えて4時間以内の場合	3万3000円
所要時間が往復4時間を超えて7時間以内の場合	5万5000円
所要時間が往復7時間を超える場合	11万円

6 その他実費

(注1) 事故内容および被保険者が対象事故によって被った被害から計算されるべき損害賠償請求の額をいいます。

(注2) 保険金請求権者が賠償義務者から取得した損害賠償金のうち、弁護士が行った手続きにより取得することができた額をいいます。ただし、既に保険金請求権者が受領済みの額を除きます。

以 上

平成 29 年 8 月 23 日改定
平成 29 年 8 月 30 日改定
平成 29 年 12 月 12 日改定
平成 30 年 1 月 4 日改定
平成 30 年 2 月 6 日改定
平成 30 年 2 月 13 日改定
平成 30 年 2 月 20 日改定
平成 30 年 4 月 25 日改定
平成 30 年 9 月 26 日改定
平成 31 年 1 月 12 日改定
令和元年 5 月 22 日改定
令和元年 7 月 16 日改定
令和元年 9 月 30 日改定
令和元年 11 月 12 日改定
令和 2 年 1 月 27 日改定
令和 2 年 2 月 4 日改定
令和 2 年 2 月 7 日改定
令和 2 年 2 月 28 日改定
令和 2 年 5 月 19 日改定
令和 2 年 6 月 1 日改定
令和 2 年 6 月 16 日改定
令和 2 年 8 月 12 日改定
令和 2 年 8 月 18 日改定
令和 2 年 8 月 26 日改定
令和 2 年 11 月 26 日改定
令和 2 年 12 月 18 日改定
令和 3 年 3 月 1 日改定
令和 3 年 3 月 25 日改定
令和 3 年 4 月 1 日改定
令和 3 年 5 月 28 日改定
令和 3 年 9 月 15 日改定
令和 3 年 10 月 27 日改定
令和 3 年 11 月 22 日改定
令和 3 年 11 月 25 日改定
令和 4 年 1 月 25 日改定
令和 4 年 2 月 4 日改定

令和 4 年 2 月 24 日改定
令和 4 年 4 月 1 日改定
令和 4 年 4 月 18 日改定